農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則等の一部を改正する命令

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中「第一条第一項の表の非対象区分」を「第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分」に、「第一条第二項の表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分」に改める。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第二条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第一条第一項の表の非対象区分」を「第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分」に、「第一条第二項の表の非対象区分」を「第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分」に改める。

第三条第二項第一号中「第一条第一項の表の非対象区分」を「第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分」に、「同条第二項の表の非対象区分」を「同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分」に改める。

第百条第一項第三号ロ中「第一条第四項」を「第一条第八項」に改める。

（農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令及び農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正）

第三条　次に掲げる命令の規定中「農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項」を「農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項」に改める。

一　農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府農林水産省令第十四号）第五条第三項

二　農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府農林水産省令第七号）第十一条第三項

附　則

この命令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

省　令

○財務省令第八十三号

日本銀行法施行令（平成九年政令第三百八十五号）第十五条第一項の規定に基づき、日本銀行法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

日本銀行法施行規則の一部を改正する省令

日本銀行法施行規則（平成十年大蔵省令第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号を次のように改める。

一　政府短期証券（政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第二条に規定する政府短期証券をいう。）及び割引短期国庫債券（政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令（平成十四年財務省令第六十七号）第一条に規定する割引短期国庫債券をいう。）

附則第四条を附則第五条とし、附則第三条を附則第四条とし、附則第二条の次に次の一条を加える。

（債券取引損失引当金の収益金額等に係る経過措置）

第三条　第十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「償還により生じる利益の金額」とあるのは「償還により生じる利益の金額並びに国債の利息の金額の全部又は一部の合計額」とする。

2　第十条第二項の規定の適用については、同項中「令第十五条第一項」とあるのは「令附則第一条の二の規定により読み替えられた令第十五条第一項」と、「償還により生じる損失の金額」とあるのは「償還により生じる損失の金額並びに有利子負債（準備預金制度に関する法律第二条に規定する指定金融機関又は法第三十七条第一項に規定する金融機関等に対する負債に限る。）への利息の金額」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の日本銀行法施行規則第九条第一項第一号及び附則第三条の規定は、平成二十七年四月一日に始まる事業年度から適用する。

規　則

人事院は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、行政不服審査法等の施行に伴う関係人事院規則の整理に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十一月二十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―六八

行政不服審査法等の施行に伴う関係人事院規則の整理に関する人事院規則

（人事院規則一―三四の一部改正）

第一条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の六の表法の項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表の七の表法の項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が行われ、申立て」を「裁決が行われ、審査請求」に改め、同表規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の項中「決定の」を「裁決の」に、「決定が行われ、申立て」を「裁決が行われ、審査請求」に改める。

（人事院規則二―三の一部改正）

第二条　人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四十三条第三号中「の不服申立て」を「の審査請求」に、「不服申立て等」を「審査請求等」に改め、同条第四号中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第四十三条の二第一項第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四十四条及び第六十二条の三第二項中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。